

県南広域振興局長告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年9月11日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 路線名 北上東和線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 北上市村崎野26地割32番25地先から更木9地割1番1地先まで
  - (2) 北上市更木9地割47番1地先から11地割7番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月13日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
  - (2) 期間 平成27年9月11日から同年10月13日まで